

生徒心得

生徒諸君は、常に竹園高等学校生徒としての誇りと自覚をもって自主的に規律を保ち、校外の生活を充実させてほしい。

○欠席

生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日、期間を具し、保護者と連署の上、校長に届けなければならない。ただし、病気のため長期欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

○テストについて

1. 受験場機の配列について

- (1) 6 列 前から1番、2番
- (2) 窓 側 番号の若い方
廊下側 後の番号

2. 退出時間

途中退出はできない。ただし、病気等特別の事情のある場合はこの限りでない。

3. 受験についての注意、心得

- (1) 筆記用具の貸し借りはしない。
- (2) 机の中には、一切のものをおかない。
- (3) 下敷きは使わない。
- (4) 荷物は廊下にきちんと並べておく。
(ロッカーに入るものはロッカーへ)
- (5) 携帯電話は電源を切り、カバンの中等に収納し廊下に出しておく。

○服装について

1. 共通規程

- (1) 服装は本校所定のものを着用し、常に端正清潔を保ち、礼儀と品位を失わないように心がける。

- (2) 校章・襟章・学年章は所定の位置につける。

Aタイプは上衣右襟に襟章、左襟に学年章、Bタイプは左襟に襟章および学年章をつける。

- (3) 冬季・夏季の制服着用期間は次の通りとする。

① 冬季期間は10月1日より翌5月31日までとする。

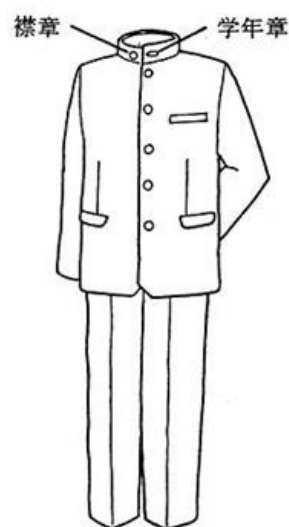
② 夏季期間は6月1日より9月30日までとする。

ただし、移行期（6月・10月）においては、前後約2週間は許容期間としてどちらの制服でもよい。

- (4) 制服の下に着るセーター・カーディガン・ベスト（Vネック）

等の防寒着や、Yシャツ・ブラウスの下に着るTシャツなどは、派手な色のものは着用しない。セーター・カーディガン

・ベスト等の色は、黒、紺、白、グレー、ベージュとし、無地で単色のものとする。なお、パーカーは禁止とする。



- (5) Yシャツ，ブラウス，ポロシャツはズボン・スカートの中に入れる。
- (6) 髪は高校生らしく，他人に不快感を与えないようなものとする。パーマ・脱色・染色・エクステンション等は禁止する。
- (7) ピアス・イヤリング・ネックレス・マニキュア・指輪等の装飾品および化粧は禁止する。
- (8) コート（オーバーコート）・登校靴は高校生らしいものとする。
- (9) 上履きと体育館履きは本校所定のものを使用する。
- (10) 体操服は本校所定のものを用いる。

2. 制服（Aタイプ）

（1）冬制服

黒サージ詰襟学生服

白ワイシャツまたは白無地のポロシャツ

（2）夏制服

白ワイシャツ（開襟シャツ）または白無地のポロシャツ黒ズボン（わきポケット，ズボンの裾幅は22～24cm，裾はシングル・ダブルとも可）



3. 制服（Bタイプ）

（1）冬制服

①上衣

紺サージダブルテラード型，4つボタン（同色），裏地は紺か黒，蓋付ポケット左右2個，内ポケット左胸1個，2枚袖袖口ボタン2個

②スカート

紺サージ中央ボックス，左右片ヒダ（前後とも同じ，前3本後ろ3本）脇あき，右側にポケット。スカート丈は膝頭程度とする。

（スカートを加工したりウェストで折り曲げたりすることは禁ずる。）

③ズボン（パンツ）

素材は上着に類するもの（ジーンズ，皮は禁止）とし，色は紺，型はストレートとする。

④ブラウス

白地無地，ショールカラー・シャツカラーとする。なお，白無地のポロシャツでも良い。

⑤ストッキングを着用する場合，色は黒またはベージュのものとする。レッグウォーマーは禁止とする。



（2）夏制服

①上衣（ベスト）

着用は任意とする。着用する場合は，学校指定のもの（表地が紺の夏生地）または，ニット（黒，紺，白，グレー，ベージュとし，無地で単色のもの）とする。

②スカート

冬服デザインと同型

③ブラウス

冬物と同じ，長袖でも半袖でもよい。白地の開襟シャツまたは白無地のポロシャツ



でもよい。

○通学について

通学（登・下校）途中においては、交通規則をよく守り、事故防止に心掛ける。

1. 徒歩通学者は右側通行、横断歩道をわたる。
2. 自転車は十分に整備しておく。登校したら、決められた場所におく。なお、2人乗り、2列以上並んで通学しない。
3. 電車、バス通学者は、とび乗り、とび降り等、危険な行為は一切しない。車内においては、他に迷惑になるような言動は慎み、老人や幼児、病人等に対しては席をゆずるようにする。
4. 原付自転車・自動二輪車・自動車等の通学は認めない。

○出席扱いについて

公式試合等で届け出て認められた場合は、出席扱いとする。

○欠席・遅刻・早退・途中外出について

1. 欠席するときは必ず連絡する。
2. 欠席が1週間以上の場合は欠席届を提出する。長期にわたるときは医師の診断書を添える。
3. 遅刻して入室するときは、授業に迷惑をかけないように心掛け、授業終了後、教科担当教師に理由を述べる。
4. 早退は担任に必ず届け出たのち、早退許可証を携行する。
5. 途中外出の必要なときは、担任に申し出て許可を得、外出許可証を携行する。

○生活について

1. 校内生活

- (1) 高校生としての自覚と知性をもって規則を守り、つねに責任ある行動をとる。
- (2) 明るい顔で会釈、あいさつの習慣を身につける。
- (3) 校舎や校具を愛護し、教室内外の清潔・整頓・美化に努める。窓ガラスその他、校具等を破損した時は、担任に申し出る。
- (4) 校内において、出版物の発行、ポスター等の掲示、ビラの配布、物品や金銭の徴収をする場合には、生徒指導部の係職員に申し出て許可を得てから実施する。
- (5) 特別教室及び特別教室内備品を使用するときは、関係職員に申し出て許可を得る。

2. 校外生活

- (1) 飲酒（ノンアルコールビール等を含む）、喫煙（電子タバコ等を含む）、シンナー等、法に触れるような行為をしない。
- (2) 高校生として好ましくない不健全な場所への出入りをしない。
- (3) 不要の外出、夜間外出、無断外泊等をしない。
- (4) 交通事故防止には万全の注意をする。バイク等の無免許運転は厳禁する。

○アルバイトについて

原則として認めない。ただし、家計の補助および学資補填等の必要な場合は例外とする。

1. 制限事項

- (1) 学業に支障のないこと。
- (2) 勤務は昼間に限る。
- (3) 職種は危険を伴わず、特に風紀上問題のないもの。
- (4) 実施日数は休暇の際は、休日数の半数以下とする。

(5)成績不振でないこと。

2. 出願手続等

(1) 希望者は担任に申し出て、アルバイト実施承認願用紙の交付をうける。そのあと当該事務所の詳細な資料を提出する。

(2) 承認願は実施期間の 10 日前までに提出する。

(3) 許可をうけた者は必ず承認証を携帯する。

○水泳について

水泳については、十分な準備運動を行い、体育時の水泳の心得をよく守り、生命の安全には細心の注意をする。

○免許取得について

原動機付自転車，自動二輪車，普通自動車の免許は原則として取得しない。

ただし，進路決定者に限り，自動車学校通学願を提出の上，共通テスト終了後に，普通自動車の免許を取得することを認める。

取得期間中において，学業に支障をきたすと判断した場合においては，許可を取り消すこともある。

○諸経費納入について

諸経費等は、その月の 10 日までに納入する。（別途通知）